



# 事例報告から今後の園運営を考える

～「選ばれる園」から「地域に必要不可欠と思われる園」へ～

2021 年度 保育所サポートデスク オンラインセミナー -第 2 回-

千葉敦志

---

# 千葉敦志の使用上の注意

---



## 千葉敦志の使用上の注意

### 。製品の特徴

- 。喋ることが好き。特に他の人が知らないような情報を仕入れると黙っていられなくなりますので、情報の与えすぎにはご注意ください。
  - 。ひねくれている性格のためか少数派であることに誇りを持っています。適当に煽てると結構いろんな局面で役に立つ筈です。
  - 。相手を恐れず意見を言うため、議論の時には注意が必要です。
  - 。状況によっては誤作動を起こす場合にはがあります。その場合は使用を速やかに停止し、再起動を試みて下さい。
  - 。体質によっては、本製品の使用によってまれに、動悸や発汗などのアレルギー症状を起こす場合があります。その場合は使用を即座に中止し、産業医に相談して下さい。
-

---

# 頭の準備体操

---

- 平成2年に生まれた子どもの数は
  - 令和2年に生まれた子どもの数は84万人でした。
  - 令和3年に生まれる子どもの数は77万4千人の予測。
  - 66,000人の減少
  - 全国の幼児施設数は3万7千カ所
-

# 行政区別・年齢別人口調べ

作成日付：令和

3月31日 現在

注：（）内の数字は、外国人住民

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
男	68 (0)	68 (0)	74 (0)	95 (0)	91 (0)	88 (0)	110 (1)	92 (0)	99 (1)	92 (0)
女	71 (0)	75 (0)	66 (1)	88 (0)	109 (0)	98 (0)	92 (0)	87 (0)	101 (0)	94 (0)
計	139 (0)	143 (0)	140 (1)	183 (0)	200 (0)	186 (0)	202 (1)	179 (0)	200 (1)	186 (0)
年齢	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
男	115 (0)	124 (0)	131 (0)	116 (0)	145 (0)	118 (0)	131 (0)	108 (1)	104 (0)	93 (1)
女	109 (0)	128 (0)	118 (0)	112 (0)	128 (0)	120 (0)	106 (0)	118 (2)	106 (2)	98 (2)
計	224 (0)	252 (0)	249 (0)	228 (0)	273 (0)	238 (0)	237 (0)	226 (3)	210 (2)	191 (3)

## 青森県つがる市の新生児の数

189→200→179→202→186→200→183→140→143→139

※保育施設の数はこの10年間で、13→15→17

---

# 出生者数の激減！

---

- 令和2年に生まれた子供の数（出生数）は84万832人と過去最少
    - 新型コロナウイルス禍の影響が限定的だったが、コロナ禍に伴う経済的な不安や受診控えなどで出産を遅らせた影響は、3年に本格化する可能性が高い。
    - 自治体が受理した2年の妊娠届は過去最少の87万2227件。2年後半から3年にかけての出生数に反映されるため、3年の出生数が70万人台になることが濃厚となっている。
    - 「結婚の数が減り、晩産化も進むというトレンドは続いている。出生数が趨勢（すうせい）的に落ちてきている中で、新型コロナウイルス禍が減少を加速させている」と分析。
  - 令和3年の出生数を77万4000人と試算
    - 国立社会保障・人口問題研究所の平成29年推計によると、出生数が80万人を割るのは令和12年と予想している。3年に80万人を割れば、少子化が約10年前倒しで進んでいることになる。
-

# 今から7年後を考えてみよう

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
0歳児	12	12	12	12	12	12	12
1歳児	12	8	6	6	6	6	6
2歳児	15	12	8	6	6	6	6
3歳児	16	17	14	8	6	6	6
4歳児	17	16	17	14	8	6	6
5歳児	18	17	16	17	14	8	6
合計	90	82	73	63	52	44	42

4年目以降0歳児でしか新入園児を獲得できないと想定

# 1月5日の東奥日報の1面記事



- 本県法人 相次ぎ進出
- 福祉事業 首都圏に活路
- 人口減 生き残り策
- 「経験積みUターン」？
- 高いノウハウの吸収移転？

---

# ブルーオーシャンはどこにある？

---

- 都市部に進出
    - 都市部では過当競争
      - 減少する待機児童
    - 地元保育士の登用
      - 都市部では保育士不足
  - 田舎に進出
    - 潤沢な資金力
      - スクラップ&ビルドが展開できる資本力
    - 保育ノウハウなどのアドバンテージ
-

---

# 実は大勢は決まっている

---

- 殴り込んでも、返り討ち
    - 10年前ならいざ知らず、現在生き残っている保育所は歴戦の勇者(?)
  - 乗り込まれても足をすくわれる？
    - ブランド力、資金力など優位な法人が自治体を味方につけて乗り込んでくる。
  - 結局は自分たちの土俵で生きていくことが最善
-

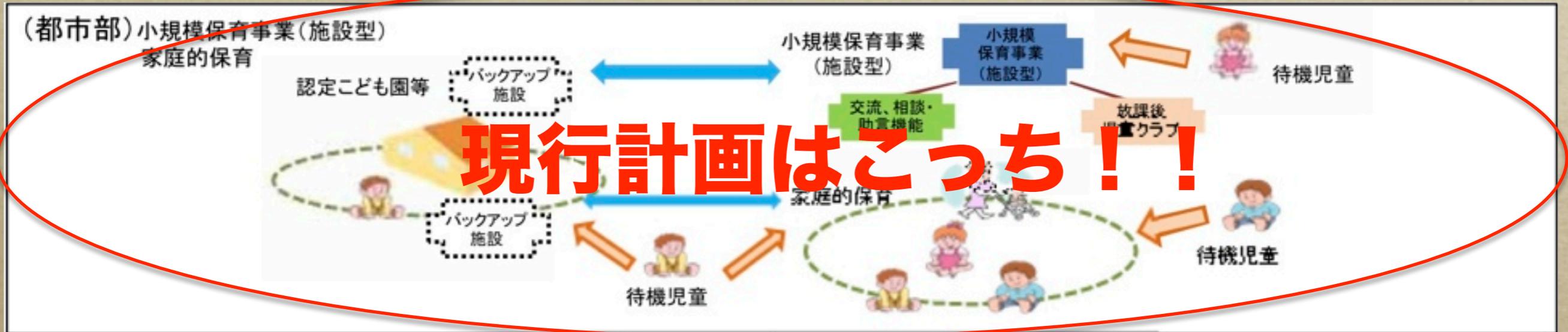
---

# 実は大勢は決まっている

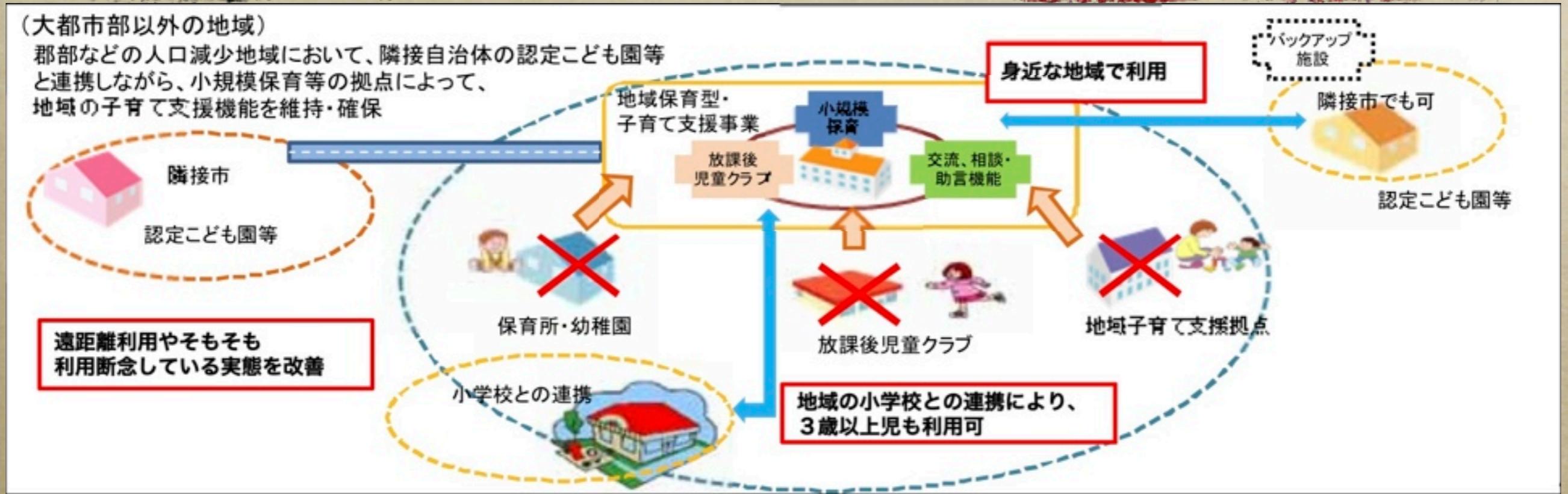
---

- 自分たちのアドバンテージは、地域にあるのではないか？
    - 地域の問題を無視して福祉事業は存在できるのか？
    - 自園の利用者が自園を離れないようにするには？
    - 「最後の一園になる」のではなく「最後の一人まで」
      - 徹頭徹尾福祉に邁進する！
-

# 話は10年前に遡る！



# 地域型給付事業の本質



地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

# 地域型給付事業の本質



地域型給付事業を  
抜き書きして見る

利用者支援 ・ 地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、  
地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業は、子ども ・ 子育て家  
庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応  
じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲  
を決定する。費用徴収に係る補足給付を行う事業、

多様な主体が本制度に参入することもを促進するための事業  
子ども子育て支援はニーズに

よってしか成立しない！！

# 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

**利用者支援 ・ 地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、  
一時預かり・延長保育事業、養育支援訪問事業、  
その他要支援児童要保護児童等の支援に資する事業、  
ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、  
病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、  
妊婦健診、実費徴収に係る補足給付を行う事業、  
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

② 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、  
児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、  
乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、  
一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、  
児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進につい  
て相談に応ずる事業

# 第2種社会福祉事業と保育

- ① 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- ② 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ③ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業
- ④ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- ⑥ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- ⑦ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- ⑧ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- ⑨ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- ⑩ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- ⑪ 隣保事業

# 何が「支援」なのか

---

- 「子ども・子育て支援」の実際
  - 給付金の意味付け
- 「子ども子育て支援」 = 保護者支援
  - 保育、教育支援（認定制度）
  - 保護者支援（一時預り、延長保育など）
  - その他（地域活動など）

# 給付金の特徴

- 個別のニーズに細分化される
  - 今まで
    - 一人の児童に一手間
  - これから
    - 一人の児童にいくらか手間をかけるか
    - どんな需要が埋もれているか
- 需要の掘り起こしは子供達と国の将来を救う

# 認定こども園の課題の整理

## ネームバリューの確保

- ・ 教育施設として
- ・ 保育の専門施設として
- ・ 専門性の確保

## 経営スタンス

- ・ 専門性をどう担保するか
- ・ 他施設との連携の構築

## ソーシャルワーク機能の構築

- ・ 児童福祉法と児童の人権
- ・ 虐待などに対する関わり

## 地域に対する責務

- ・ 児童福祉と生涯学習
- ・ 地域や保護者育成

## その他

# 次の五カ年計画を見越して

- 。 少子化の深刻化
  - 。 児童一人当たりに対する福祉の向上と充実を目指す
- 。 改訂版子ども子育て支援が目指すもの
  - 。 今の五カ年計画の意味
    - 。 ふるい分け
      - 。 総合こども園化？
    - 。 教育をどうサポートするか
      - 。 子ども子育て支援は小学校の下請け？

# キャリアパスとの関わりの中で

- 子供子育て支援計画を支える立場に
  - 小規模保育施設に対する支援、連携の体制を構築し運営する。
    - 保育所や各支援者などの技術向上のための研修に対して講師の派遣や研修の機会を提供する。
- 他地域、他施設に対するキャリアパスを支える側に
  - 各施設の子育て支援業務を下支えし、保育所に通っていない「気になる子」、「育てにくい子」の相談、支援の提示・提案する。
    - 児童福祉を中心的に支え、児童の各施設が実施するカンファレンスのコーディネート業務を行う。

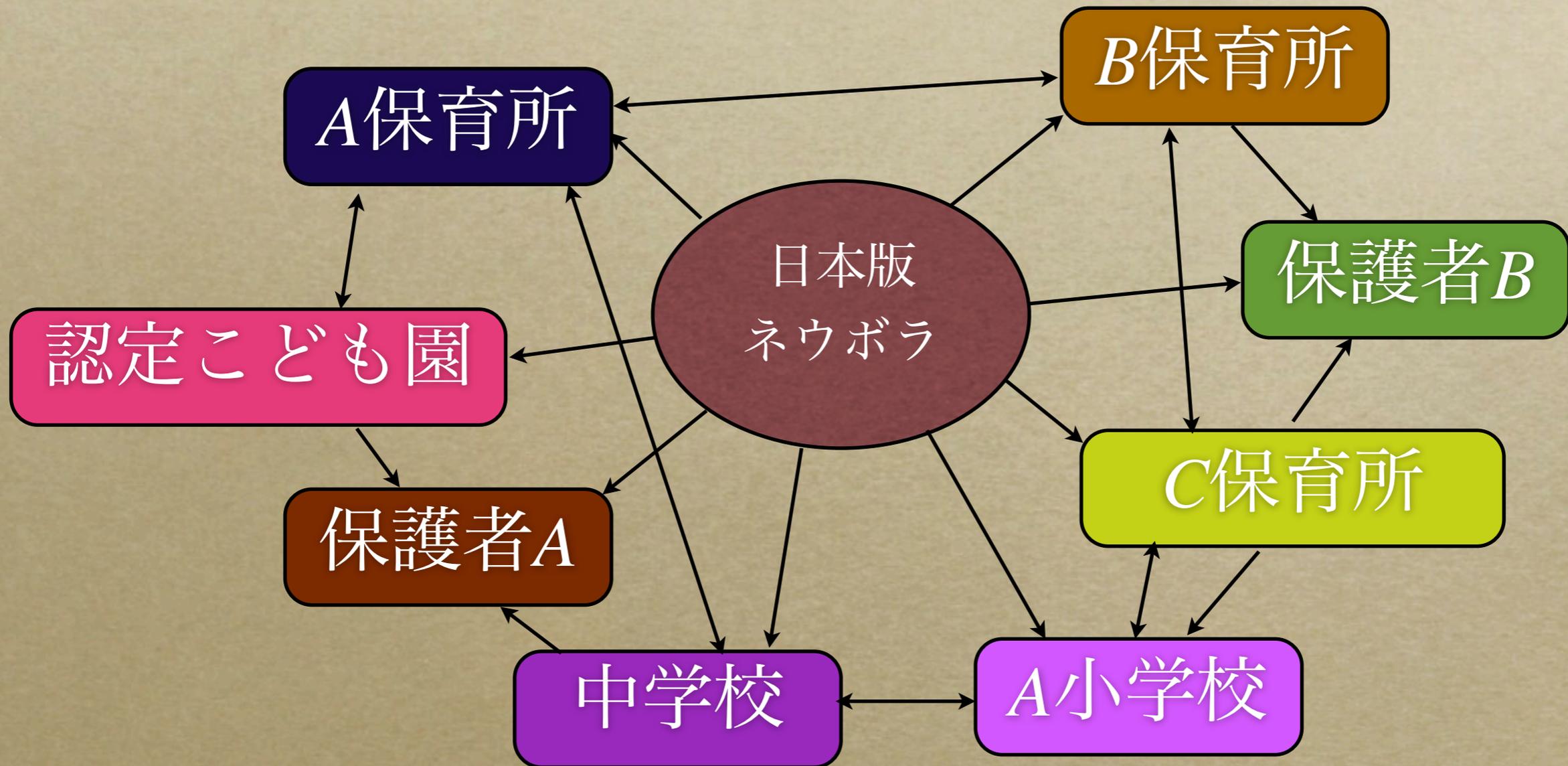
# 結びに代えて

---

- 認定こども園は保育所施設だけの働きではない。
- 業務の多層化は必然とも言える。
  - 障害児の保育支援などは必須。
- 法人としての機能を充実させ、多層的な支援体制を組むことが急務。

# 日本版ネウボラの活動概要

- ファシリテーターとして日本版ネウボラを設置し、各施設をソーシャルワークのゲートキーパーとするべくOJTを行う。



# 児童の現実

## 教育分野

特別支援級や養護学校などによって対応している。



18歳

子ども子育て支援計画

0歳

## 福祉分野

福祉分野では、中学校以降の支援リソースがほとんど存在しない！



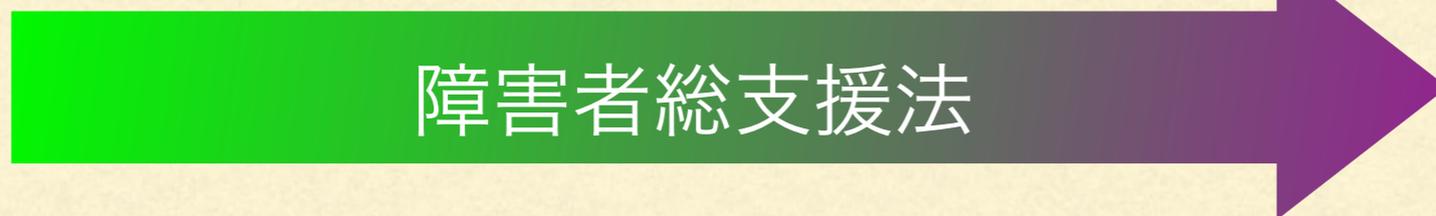
# 児童の現実

医療分野

障害福祉分野

児童福祉分野

教育分野



# 医療的ケア児支援法

## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年6月11日成立)

### ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
→医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

### 国・地方公共団体の責務

### 保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

	国・地方公共団体による措置	保育所の設置者、学校の設置者等による措置
支援措置	<ul style="list-style-type: none"><li>○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援</li><li>○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援</li><li>○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発</li><li>○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○保育所における医療的ケアその他の支援 →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置</li><li>○学校における医療的ケアその他の支援 →看護師等の配置</li></ul>
措置	医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う） <ul style="list-style-type: none"><li>○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う</li><li>○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等</li></ul>	

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

---

# 保育所等訪問支援事業

---

- 相談支援専門員が書いた支援計画書を現場に落とし込むために設立された事業
  - 本人の障害特性などを現場に出向いてスキル譲渡や直接支援などによって下支えする
-

---

# 放課後等デイサービス

---

- 学童などで預かり困難とされる障害児等を預かり支援する
-

---

# 利用者・保護者支援

---

- どの施設でも積極的に展開を望まれる事業

---

# 障害児・医療的ケア児の支援

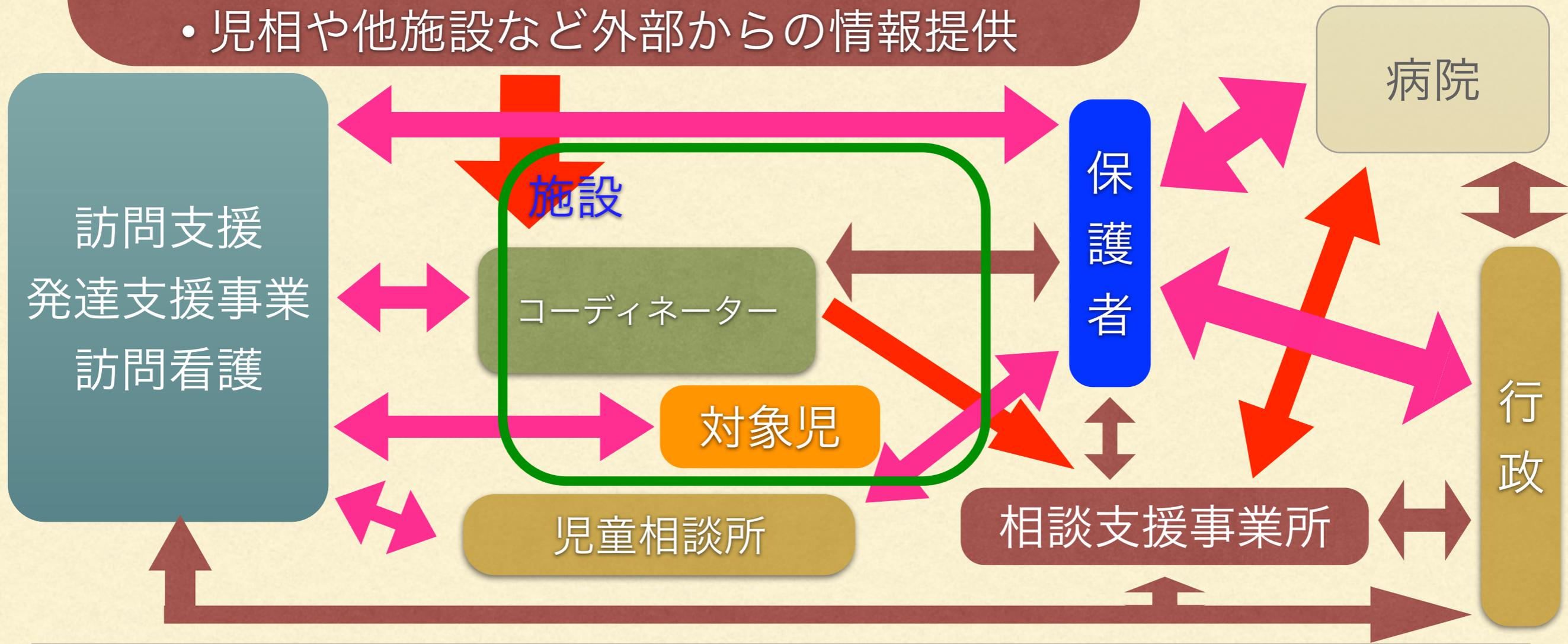
---

- 一斉なし、縦割り保育の実践
    - スタッフ、利用児の負担を軽減する
  - 個別の保育計画の作成
    - 記録簿の抜本的な見直し
  - 保護者・利用者支援技術の確立
    - 他事業との連携関係の構築
-

# 保育カンファレンスのイメージ

## 障害、難病や虐待等の疑い

- 保護者からの相談や職員の気づき
- 児相や他施設など外部からの情報提供



---

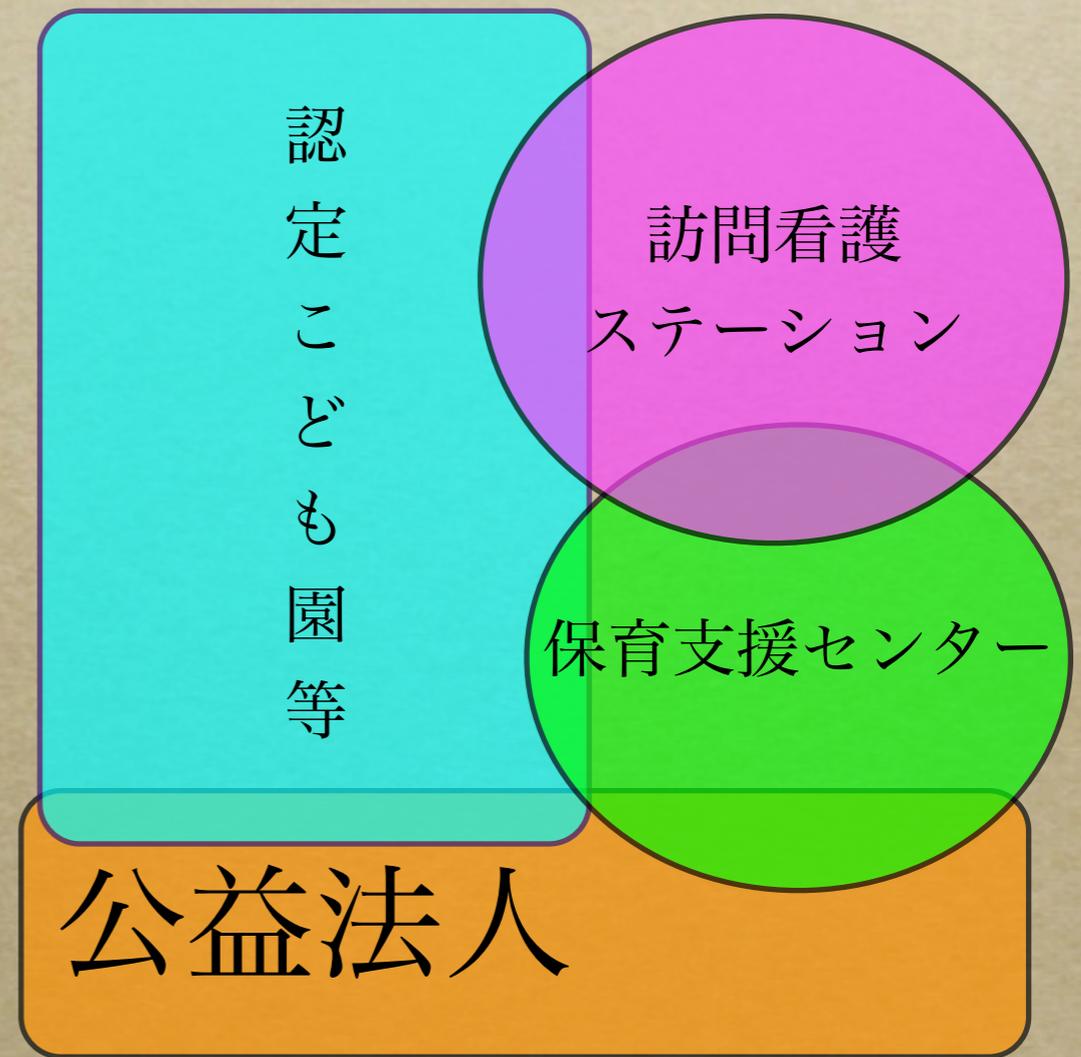
# まずはコーディネーターの育成を！

---

- コーディネーターが求められること
    - 現在、これからの趨勢に常に触れておくこと
  - 児童発達支援管理責任者はこれからの展開には、必要とされる最低限の資格職
  - 資格職養成講座をキャリアパスとして導入することは大切
-

# これからの事業形態

- 。社会福祉法人は様々な事業の引き受け法人としてこれからのじの樹グループを形成し、相互に連携し、地域の福祉・厚生に役立ちたいと願っています。



# 公益事業として

- 。公益法人はその設置の理念に基づいて様々な事業を担う法人です。私が在籍していた法人では保護者さんを支援する事がお子さんの福祉の向上を支えるという考えで、これまでも保育所を維持してきました。引き続きこれからも地域の人々を支えていくために保育所などの事業を大切に維持していくことを願い事業の多層化に着手しました。
- 。2013年に閉所した公立保育所跡地を使った病後児保育事業を受託し、さらに保育支援センターを独自に設置し同年夏より学童一時預かりを自主事業で実施。
- 。2015年には訪問看護ステーションを併設して、身体に障害を持つお子さんや難病の患者さん、終末医療などを支えることを志し、地域の方々、周辺の保育所や幼稚園、学校などと協力し合いながら、より良いつがる市を形作っていくことを目指しました。

# 保育支援センターにじの樹の紹介

- 何をするところ？

- 保育の支援全般

- 病後児保育

- 保育支援

- 障害児支援

- 保護者支援

- 小学生一時預かり

- その他

- 更に訪問看護センターにじの樹を併設！！



---

# 当時の事業計画の概要

---

- 2012年度
  - 2013年度当初より事業を発足させることを目標とし、支援員となる人材の確保を目指す。
  - 用地・施設を確保する。（各園に対する守秘義務の関係から保育所内設置は避けたい。）
- 2013年度～
  - 当初の事業費は保育所からの400万円と市民間保育所連合会会員園の研修による講師謝礼などから充てる。
  - 専門性は、保育に限定し、療育機関と保育所の仲立ちとしての機能を充実させる。
  - 支援員の専門性の向上と技術確保を継続的に行う。
- 2014年度～
  - 市民保連を中心に保育の底上げを支援し、市のみならず、広域圏内の保育所支援も可能な限り行う事によって、経営を安定させる。
  - 保護者支援を原則無料として行う。
  - 保護者の必要に応じて保育園や保健師などとのカンファレンスをサポートする。
  - 保育所の保育機能の拡充を継続的に支援する。

## 余剰人員の配置

## 市から廃止した保育所の土地建物の無償貸与を受けた

## 病後児保育を実施。支援事業は現在6施設、一小学校が利用

## 自主事業として小学生一時預かり事業も併設

---

# 当時の事業計画の概要

---

- 2015年度

- 保育所の保育所型認定こども園への移行（4月）

- 訪問看護ステーションの設置（4月）

例）障害児の導尿支援の実施・一型糖尿病の注射の実施など児童医療支援を展開

- 2016年度

- 保育所等訪問支援事業の設置申請着手（9月～）

- 地域版子ども子育て支援計画に則り「利用者相談支援センター」の設置を目指す

- 小規模保育事業所の設置を目指す

- 2017年度～

- 周辺過疎地域への訪問看護サテライトを設置

- 2018年に予定される市の子ども子育て支援センターの民間委託を受託準備

---

---

# 落語を聴きながら。。。。

---

- 古くて新しい「発達障害」
    - 落語の主人公は「発達障害」と位置づけられる人が多く登場しますが、そんな彼らの良いところを職場の親方、大家、ご近所さんなどが理解し、支えていく世界がそこには広がっています。
    - 要は、私たちが落語の世界に飛び込んで、みんなで楽しく、明るく生きていく世界を作ることが大切だと思いますし、それが地域を育てるということにつながると思います。
    - 私たち支援者は、そんなみなさんを支援する存在です。お気軽にご相談ください。
-

---

お疲れ様でした。  
ご静聴ありがとうございました。

